

成年後見登記に係る 証明書手数料額の変更(引下げ)について

法務省民事局

平成19年4月1日から、「登記手数料令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、成年後見登記の証明書手数料額が引き下げられます(下表参照)。

1. 窓口又は郵送での交付請求()

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
登記事項の証明書	1,000円	800円
登記されていないことの証明書	500円	400円

- (1) 窓口での交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局の戸籍課で取り扱っており、郵送での交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で取り扱っています。
 なお、郵送で請求する場合には、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)も同封してください。
- (2) 手数料は、登記印紙によって納付する必要がありますが、変更前の金額の登記印紙で請求を行った場合、返金を求める際には、別途償還請求の手続きが必要になりますので、登記印紙を購入するときは注意してください。

2. オンラインによる交付請求()

(1) 登記事項の証明

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
紙の証明書	750円	490円
電子的な証明書	700円	440円

(2) 登記されていないことの証明書

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
紙の証明書	450円	330円
電子的な証明書	400円	280円

(注) オンラインによる交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で取り扱っています。なお、紙の証明書は、郵送での送付を求める場合に限りです。

(具体的な手続のお問い合わせ先)

法務省民事局民事第一課(03-3580-4111)、東京法務局民事行政部後見登録課(03-5213-1234)

法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>)